

第17章 検査等

17.1 中間検査の概要

法 律

(中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 略

5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

※特定盛土等工事規制区域については、法第三十七条で同様に規定

政 令

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

※特定盛土等規制区域については、令第三十二条で同様に規定

(特定工程等)

第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

※特定盛土等工事規制区域については、令第三十二条で同様に規定

解説

政令で定められた盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事については、中間検査を受検する義務があります。中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手できません。みなし許可の工事も中間検査の対象になります。

Point

政令で定められた盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設：14.4.2 暗渠排水工

17.2 完了検査等の概要

法 律

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

解説

土地の形質変更に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に対する工事を完了したときは確認を受ける必要があります。

土地の形質変更に関する工事については、技術的基準に従い擁壁設置等必要な措置が完了していることを確認し、問題がなければ検査済証を交付します。中間検査を受検し合格証を交付された工事範囲については、完了検査での確認は行いません。

みなし許可の工事については、都市計画法第 36 条による検査済証をもって盛土規制法による完了検査済証を交付したものとみなすため、完了検査を受検する必要はありません。

土石の堆積に関する工事については、土石の除却が完了をしたことを確認し、問題がなければ確認済証を交付します。

17.3 検査等受検の流れ

法 律

(中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第三十七条で同様に規定

省 令

(中間検査の申請期間)

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

(中間検査の申請)

第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

法 律

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2・3 略

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第三十六条で同様に規定

省 令

(完了検査の申請期間)

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(完了の検査の申請)

第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認の申請期間)

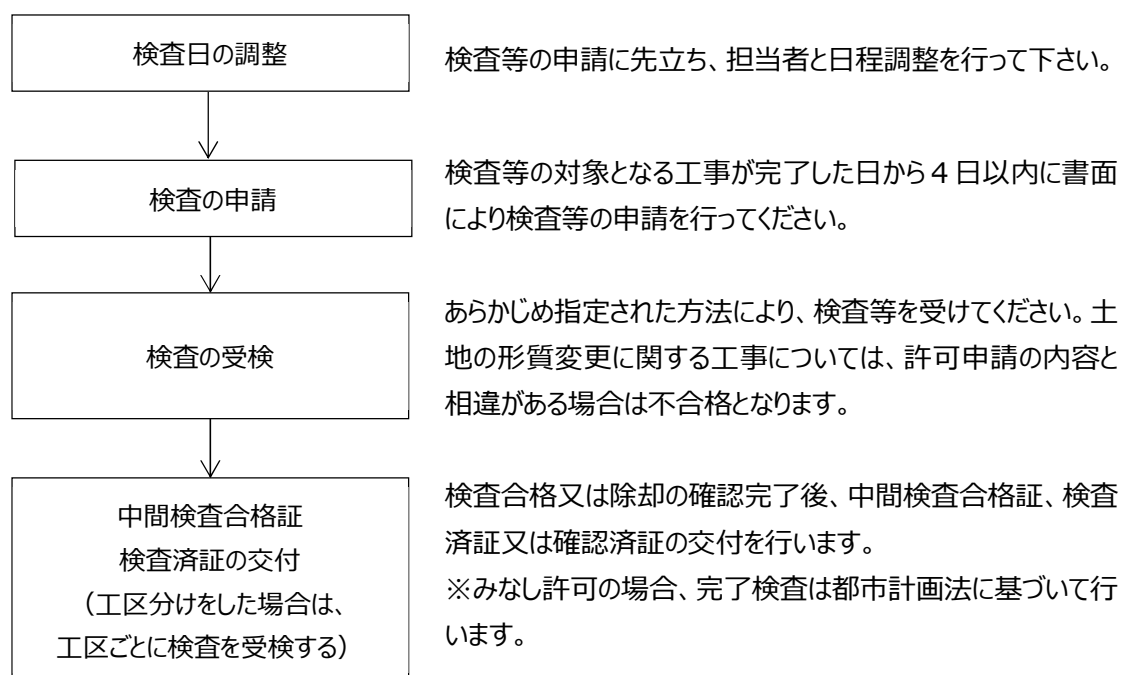
第四十二条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(確認の申請)

第四十三条 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

解説

検査又は除却の確認（以下、「検査等」という。）、受検の流れは以下のとおりです。



■Point

・申請の期限は、工事が完了した日から4日以内です。ただし、期限となる日が休日の場合には、その翌日を期限とみなします。（地方自治法第4条の2第4項）

中間検査申請書、中間検査合格証⇒様式編 国様式

・工事の計画を変更する場合には、あらかじめ変更許可を受けてください。

変更の許可⇒施工編 変更の許可

表 17 - 1 完了検査提出書類

綴じ順	書類名		
	書類詳細	確認事項	備考
1	☐ 完了検査申請書（国様式 様式第9）		
		☐ 3部 （正本1部、副本2部） ☐ 日付の記入 ☐ 許可番号の正誤	☐ 工事完了から4日以内に〇〇土木事務所に申請書提出
2	☐ 委任状		
		☐ 日付の記入 ☐ 行政書士等の登録番号の記載 ☐ 委任内容が適切か	
3	☐ 図面		
	☐ 位置図	☐ 縮尺 1/10,000 以上 ☐ 方位 ☐ 道路及び目標となる地物	
	☐ 土地の平面図	☐ 縮尺 1/2,500 以上 ☐ 方位 ☐ 土地の境界線 ☐ 盛土又は切土をする土地の部分 ☐ 崖 ☐ 擁壁 ☐ 崖面崩壊防止施設 ☐ 排水施設 ☐ 地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカー、その他の土留めの位置	
4	☐ 写真及び資料		
	☐ 全体	☐ 区域全景の着手前、完了後 ☐ 標識の設置状況	
	☐ 造成工事	☐ 盛土の敷均の状況 ☐ 締固め機械の選定 ☐ 盛土の締固・まき出の状況 ☐ 盛土の完成状態 ☐ 改良工事の床掘時の状況 ☐ 改良工事の埋戻直前状況 ☐ 傾斜地盤上の盛土の状況	☐ 適切な機械を選定しているか ☐ 30cm 以内毎の施工を確認 ☐ 表土処理、段切りを適切に行っているか
	☐ 軟弱地盤対策	☐ 軟弱地盤の判断 ☐ 軟弱地盤対策工の選定 ☐ 軟弱地盤対策工の施工状況	☐ 地盤調査結果を確認 ☐ 地盤条件、土地条件、施工条件、環境条件等 ☐ 図面と設計条件を照合、写真で確認
	☐ 擁壁、崖面崩壊防止施設	☐ プレキャスト擁壁の形状 ☐ 地耐力の確認状況	☐ 図面と設計条件を照合（規格、水抜き穴径、位置） ☐ 図面と設計条件を照合

		☐ RC 配合計画と試験結果 ☐ コンクリート圧縮強度試験の結果 ☐ 床掘の時の状況 ☐ 根入れの状況 ☐ 型枠組立時の状況 ☐ 配筋状況 ☐ 裏込材等の施工状況 ☐ 水抜き穴の施工状況 ☐ 完成状況	☐ 図面と設計条件を照合 ☐ 図面と設計条件を照合 ☐ 図面と位置、寸法等を照合 ☐ 図面と位置、寸法等を照合 ☐ 図面と位置、寸法等を照合 ☐ 図面と位置、寸法等を照合 ☐ 図面と寸法を照合 ☐ 図面と位置、寸法等を照合 ☐ 図面と位置、寸法等を照合
	☐ 法面の保護	☐ 法面保護工の施工状況	☐ 図面と位置、寸法等を照合
	☐ 排水施設	☐ 側溝、管、枺、調整池等の床掘時の状況 ☐ 側溝、管、枺調整池の型枠組立時の状況 ☐ 側溝、管、枺調整池の配筋状況 ☐ 側溝、管、枺調整池の埋戻直前状況 ☐ 側溝、管、枺調整池の埋戻直前状況 ☐ 側溝、管の勾配状況 ☐ 側溝、枺の企画寸法、破損の有無、目地仕上げ ☐ 枺の足掛金具の位置、泥だめ確保状況 ☐ 側溝、管、枺、調整池等の完成状況 ☐ 周辺への溢水の有無	☐ 図面と位置、寸法等を照合 ☐ 図面と位置、寸法等を照合 ☐ 図面と位置、寸法等を照合 ☐ 図面と位置、寸法等を照合 ☐ 図面と実測値を照合 ☐ 図面と実測値、目視、写真で確認 ☐ 図面と実測値（150mm 以上）を確認 ☐ 図面と実測値を照合 ☐ 図面と目視、写真で確認
	☐ 道路等	☐ 舗装の路床の施工状況 ☐ 舗装の下層路盤の施工状況 ☐ 舗装の上層路盤の施工状況 ☐ 出来形（路盤の密度）の確認	☐ 図面と位置、寸法等を照合 ☐ 図面と位置、寸法等を照合 ☐ 図面と位置、寸法等を照合 ☐ 図面と位置、寸法等を照合

17.4 検査項目

法 律

（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第三十一条で同様に規定

解説

中間検査及び完了検査では、政令で定める技術的基準に適合していることを確認します。検査項目は表 17-1 から表 17-4 に示すとおりです。完了検査について

なお、工事の規模に応じて、検査員が検査密度の増減を行うことがあります。

Point

・検査受検までに工事主ご自身で事前に確認いただくことを推奨します。

表17-2 中間検査の主な項目

中間検査項目		検査対象	着眼点		検査時期
政令で規定する項目	排水施設	暗渠排水管	盛土工事	1. 暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか	暗渠排水管 配置完了時
				2. 暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか	
				3. 暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か	
				4. 現況地盤からの湧水は適切に処理されているか	
				5. 渓流や既設水路等の通過水流は適切に処理されているか	
		切土工事		1. 暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか	
				2. 暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか	
				3. 暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か	
				4. 湧水は適切に処理されているか	
				5. 溝掘りは適切に施工されているか	

表17-3 中間検査における判断基準

工 種	項 目	判 断 基 準	検 査 方 法
排水施設	施設配置	計画配置（位置、延長、間隔、勾配等）（申請書類）	☐ 目視による判定 ☐ 実測による判定 ☐ 写真による判定 ☐ 資料による判定
	施設構造	計画構造(材料、管径、厚さ、幅、勾配等)(申請書類)	☐ 目視による判定 ☐ 実測による判定 ☐ 写真による判定 ☐ 資料による判定

Point

参考：表 17-1 盛土等防災マニュアルの解説（盛土防災研究会編集、初版）Ⅱ P594

表 17-2 盛土等防災マニュアルの解説（盛土防災研究会編集、初版）Ⅱ P600

表17－4 完了検査における主な項目

検査項目	検査時期
1. 雨水等の排水処理施設が、適正な配置、構造で適切に施工されていること	工事完了時
2. 盛土又は切土法面の安定が図られていること	
3. 盛土地盤が緩み、沈下又は崩壊が生じないよう締固め等の対策が講じられていること	
4. 崖面は、擁壁又は崖面崩壊防止施設若しくは保護工により崩壊又は土砂が流出しないよう対策が講じられていること	
5. 擁壁又は崖面崩壊防止施設が適切に施工されていること	
6. 軟弱地盤等地盤条件が悪い場合は、地盤改良工事等の対策が講じられていること	
7. 開発事業等実施地区の周辺へ溢水等の被害が及ばないよう対策が講じられていること	
8. 他法令により、災害防止のための規制が行われている土地における開発事業等の場合は、それぞれの法令に対応する対策が講じられていること	
9. その他、開発事業等の許可の内容に適合していること	

■Point

参考：表 17-3 盛土等防災マニュアルの解説（盛土防災研究会編集、初版）Ⅱ P598

表17－5 完了検査における判断基準

検査事項	判断基準	検査方法
位置・区域	開発許可及び宅地造成許可工事に係る位置・区域が申請どおりであるか。土地利用計画図どおりの配置になっているか。	
面積	開発許可及び宅地造成許可工事に係る面積は申請どおりであるか。任意の街区を抽出し、区画数及び区画面積を確認。	
整地状況	宅地の整地状況で、極端な落ち込みはないか	
道路	申請書どおりの道路構造（延長、幅員、線形、すみ切り等）になっているか。	
側溝、街渠	規格寸法の測定、破損の有無、目地仕上げ、勾配、街渠マスへの取付け状態、舗装面とのすりつけ状態。	
下水、排水路	管渠（材料、規格、寸法、管底高及び土被り、勾配、通り及び管内清掃、埋戻し、突固め） マンホール及びマス（材料、規格、寸法、仕上げ高及び深さ、形状、寸法、位置、個数、内部仕上がり、足掛金具の位置、埋戻し及び周辺地盤とのなじみ）。	
擁壁	石積み、コンクリートブロック積み、コンクリート擁壁	
	①使用材料の材質、規格、寸法。	☐ 目視による判定 ☐ 実測による判定 ☐ 写真による判定 ☐ 資料による判定
	②天端幅、延長、基礎高、地上高、勾配、積み方等、裏込めコンクリート及び裏込め栗石（又は碎石）の充填状況。	
	③伸縮目地、水抜き穴の配置及び詰まりの有無。	
	④構造物の厚さ、裏込め栗石の厚さを測定し、裏込めコンクリートの打設状態、水抜きパイプの設置状況等。	
	⑤ブロック積み、石積み等が土圧によりはみが出ていないか。不良地盤により沈下していないか。両因による亀裂が入っていないか。	
	⑥擁壁等において、地盤不良による傾き（伸縮目地面所でチェック）がないか、亀裂が入っていないか。	
	⑦鉄筋コンクリート構造物において、配筋等が写真により確認困難な場合には、コンクリート表面をはつきり取って確認。	
	⑧擁壁、ブロック積み、石積み等の根入れ、のり長及びのり勾配を確認。	
法面	法勾配、犬走り及び法面のほらみ等を確認。	
	法面の種子吹付の発芽状況及び張芝等の活着状況を確認。	
	法面の地下水の湧水による浸食、崩れ、湧水による洗掘状況を確認。	
防災施設等	調整池等の防災施設及び外周施設は、特に十分な確認。	
その他	掘削、抜き取りによる検査の結果、適正でない場合は確認寸法を撮影。	

表 17-6 完了検査項目

検査項目		
☐ 全体		
☐	位置・区域	
☐	区域、盛土等の位置の確認	境界杭を確認し、土地の平面図と照合
☐	土地の面積、盛土または切土をする土地の面積	図面と照合し、突出の有無を目視で確認
☐	区域からの盛土等の越境確認	図面と照合し、突出の有無を目視で確認
☐	隣接地と一体的な盛土等になっていないか	目視で図面と照合
☐ 面積		
☐	面積	
☐	宅地造成等の工事に係る面積は、申請どおりか。	平面図・求積図・目視で確認
☐ 整地状況		
☐	整地状況	
☐	整地状況で、極端な落ち込みがないか	現地を目視で確認
☐ 盛土		
☐	高さ	
☐	計画高さ（申請書類）	計測確認（高さ） 平面図・断面図で確認
☐	勾配	
☐	計画勾配（原則 30 度以下）	計測確認（勾配） 平面図・断面図で確認
☐	盛土材料	
☐	計画材料	目視確認（材料） 材料受入管理書類
☐	盛土施工	
☐	計画締固め度（90%以上を標準）	目視確認（試験状況） 試験結果（締固め度）を確認
☐	まき出し厚さ（おおむね 30cm 以下）	計測確認（厚さ） 状況書類（写真等）を確認
☐	転圧回数（試験施工による）	目視確認（転圧状況） 状況書類（写真等）を確認
☐	原地盤の処理	
☐	伐開、表層処理、段切り、地下水処理等の措置は適切か	目視確認（基盤状況） 状況書類（写真等）を確認
☐ 切土		
☐	高さ	
☐	計画高さ（申請書類）	計測確認（高さ） 平面図・断面図で確認
☐	勾配	
☐	計画勾配（原則 30 度以下）	計測確認（勾配） 平面図・断面図で確認
☐	切土地盤	
☐	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視確認（地盤状況） 切土状況書類（写真等）で確認
☐	切土面	
☐	法面の安定に影響を及ぼす要因はないか	目視確認（法面状況） 切土状況書類（写真等）で確認
☐ 法面		
☐	法面	
☐	法勾配、犬走り及び法面のはらみ等を確認	目視・計測確認
☐	法面の種子吹付の発芽状況及び張芝等の活着状況を確認	目視確認

	☐	法面の地下水の湧き水による浸食、崩れ、雨水による洗堀状況を確認	目視確認
☐ 道路			
	☐	道路	
	☐	申請どおりの道路構造（延長、幅員、線形、すみ切り等）になっているか	平面図・目視で確認
	☐	路床の施工状況	写真で確認（施工厚、締固め状況）
	☐	上層・下層路盤の施工状況	写真で確認（施工厚、締固め状況）
	☐	出来形（路盤の密度）の確認	目視・写真・密度試験結果（書類）で確認
☐ 排水施設			
	☐	側溝、街渠	
	☐	側溝、街渠（位置、延長、規格寸法の測定、破損の有無、目地仕上げ、勾配、街渠柵への取付状態、舗装面とのすりつけ状態）	目視・写真・計測確認（高さ）・材料検査資料で確認
	☐	管渠（位置、延長、材料、規格、寸法、管底高及び土被り、勾配、通り及び管内清掃、埋戻し、突固め）	目視・写真・計測確認（高さ）・材料検査資料で確認
	☐	マンホール及び柵（位置、材料、規格、寸法、仕上げ高及び深さ、形状、寸法、位置、個数、内部仕上がり、足掛け金具の位置、埋戻し及び周辺地盤とのなじみ）	目視・写真・計測確認（高さ）・材料検査資料で確認
	☐	貯留施設	
	☐	規格、寸法、配置	目視・計測確認（規格、寸法）、平面図で確認
	☐	空隙率は適正か	目視・計測確認（規格、寸法）、平面図で確認
	☐	貯留容量を確認	目視・計測確認（規格、寸法）、平面図で確認
	☐	オーバーフローの接続管は適切に施工されているか	目視で図面と照合で確認
	☐	1次放流先（既存道路の側溝等）の位置	目視で図面と照合で確認
	☐	1次放流先への放流状況	目視で図面と照合で確認
☐ 防災施設等			
	☐	防災施設等	
	☐	調整池等の防災施設及び外周施設は、特に十分に確認	目視・計測確認（規格、寸法）、平面図で確認
	☐	調整池の規格、寸法、構造は適切か	目視・計測確認（規格、寸法）、平面図で確認
	☐	調整池の容量を確認	目視で図面と照合
	☐	オリフィスの規格、寸法、配置は適正か	テープ等を用いて図面と照合
☐ 擁壁			
	☐	擁壁形式	
	☐	計画形式	目視確認（擁壁形式） 擁壁状況書類（図面、写真、納品書等）で確認
	☐	擁壁形状	
	☐	材料、材質、規格、寸法の確認	目視・計測確認（擁壁形状） 擁壁状況書類（図面、写真等）で確認
	☐	天端幅、延長、基礎高、地上高、勾配、積み方等、裏込めコンクリート及び裏込め栗石（又は砕石）の充填状況を確認	目視・計測確認（擁壁形状） 擁壁状況書類（図面、写真等）で確認
	☐	構造物の厚さ、裏込め栗石の厚さを測定し、裏込めコンクリートの打設状態を確認	目視・計測確認（擁壁形状） 擁壁状況書類（図面、写真等）で確認
	☐	法長及び根入れ	

	☐	根入れ、法長及び法勾配を確認	目視・計測確認 状況書類（図面、写真等）で確認
☐	配筋		
	☐	計画の配筋間隔、鉄筋の種類、鉄筋径、かぶり厚さ等	目視確認（配筋状況） 配筋状況書類（図面、写真等）で確認
	☐	配筋等が写真により確認困難な場合には、コンクリート表面をはり取って確認（プレキャスト擁壁を除く）	目視確認（配筋状況） 配筋状況書類で確認
☐	伸縮目地		
	☐	配置を確認	目視確認（位置） 施工状況書類（写真等）で確認
☐	水抜き穴		
	☐	計画の配置、材料、内径、詰まり、設置状況を確認	目視・計測確認 水抜き穴状況書類（写真、材料検査書類）で確認
☐	亀裂、はらみ		
	☐	ブロック積み、石積み等が土圧による亀裂、はらみが生じていないか	目視・計測で確認
	☐	地盤不良による傾き（伸縮目地箇所でチェック）、亀裂はないか。	目視・計測で確認
☐	崖面崩壊防止施設		
	☐	施設形式	
	☐	計画形式	目視確認（施設形式） 施設状況書類（図面、写真等）で確認
	☐	施設形状	
	☐	計画形状	計測確認（施設形状） 施設状況書類（図面、写真等）で確認
	☐	基礎地盤	
	☐	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視確認（基盤状況） 基盤状況書類（写真等）で確認
	☐	施設構造	
	☐	計画構造（材料、寸法等）	計測確認（施設構造） 施設状況書類（写真等）で確認
	☐	裏面に浸入する地下水を有効に排除できるか	施設状況書類（図面、写真等）で確認
☐	崖面の保護		
	☐	保護工種別	
	☐	計画種別（申請書類）	目視確認（保護工種別） 保護工状況書類（図面、写真等）で確認
	☐	施設形状	
	☐	計画形状	計測確認（施設形状） 保護工状況書類（図面、写真等）で確認
☐	崖面以外の地表面の保護		
	☐	保護工種別	
	☐	計画種別（申請書類）	目視確認（保護工種別） 保護工状況書類（図面、写真等）で確認
	☐	施設形状	
	☐	計画形状	計測確認（施設形状） 保護工状況書類（図面、写真等）で確認
☐	その他		
	☐	その他	
	☐	掘削、抜き取りによる検査の結果、適正でない場合は確認寸法を撮影	目視確認 許可時図面、写真等で確認
☐	他法令関係		
	☐	他法令	
	☐	他法令で許可等の手続きを行った内容は完了しているか	目視確認 許可時図面、写真等で確認

□ 手続き漏れ		
□	工事着手届は提出済みか	原本等で確認
	工事施行者の決定について届出等は提出済みか	
	変更届又は変更許可が行われているか	原本等で確認又は代理者へ確認
	盛土定期報告は行われていたか	
	盛土中間検査済か	
	完了検査申請書は提出済みか（工事完了した日から4日以内か）	原本等で確認

17.5 土石の堆積前の確認

法 律

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 略

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

※特定盛土等規制区域については、法第三十条で同様に規定

解説

土石の堆積に関する工事には、中間検査の規定がありません。このため、許可時に災害防止措置状況の確認を受けると条件として付加することがあります。